

# 目次

## 1. 行政法総論

- ① 行政行為（処分）の効力
- ② 行政行為（処分）の成立・瑕疵
- ③ 行政行為（処分）の取消・撤回
- ④ 行政行為（処分）の付款
- ⑤ 強制措置
- ⑥ 行政立法

## 2. 行政手続法

- ① 申請に対する処分
- ② 不利益処分
- ③ 行政指導
- ④ 届出
- ⑤ 意見公募手続

## 3. 行政不服審査法

- ① 審査請求
- ② 再調査の請求
- ③ 教示制度

## 4. 行政事件訴訟法

### ① 取消訴訟の訴訟要件

処分性・原告適格・訴えの利益・その他の訴訟要件

### ② 取消訴訟以外の抗告訴訟

無効確認訴訟・不作為の違法確認訴訟・差止め訴訟・義務付け訴訟

### ③ 当事者訴訟

実質的当事者訴訟・形式的当事者訴訟

### ④ 客観訴訟

民衆訴訟・機関訴訟

## 5. 国家賠償法・損失補償

### ① 国家賠償法 1 条

### ② 国家賠償法 2 条（営造物責任）

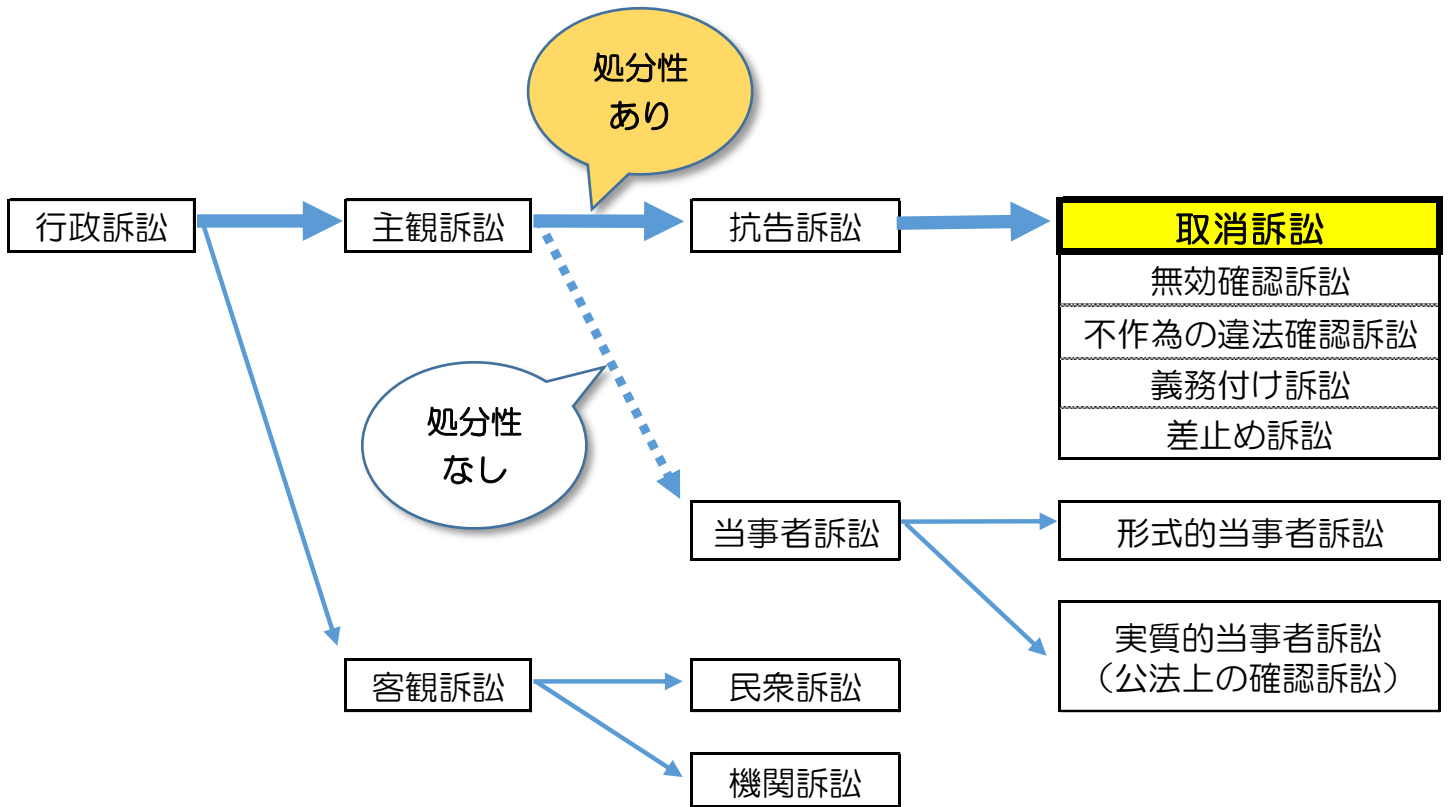
### ③ 損失補償

## 6. 情報機関情報公開法

開示請求・不開示情報・不開示決定の争い方・審査会・

インカメラ手続

## 4. 行政訴訟の類型



メモ

# 取消訴訟

## 1. 訴訟要件とは、

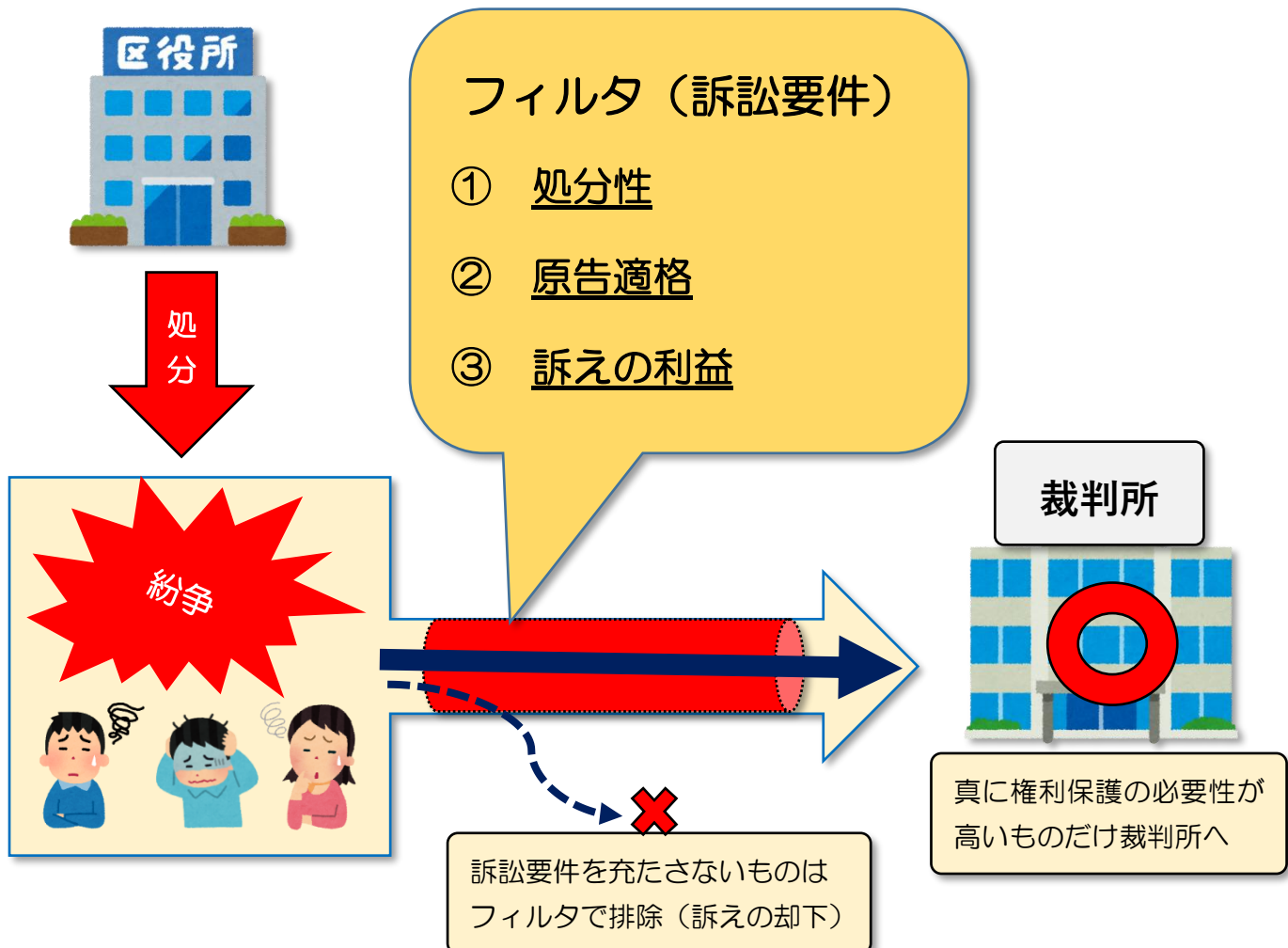
国民の権利利益を守るために真に裁判所による救済が必要な紛争か、それとも、それには及ばない程度の紛争か、を区別して、前者の場合は、裁判所への救済の道を開く必要がある。

つまり、訴訟要件には、裁判所へ持ち込む紛争の区別をするフィルタの役割がある。

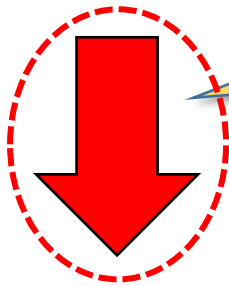
⇒ 裁判所での裁判を受けることができるという公的サービスは有限である  
(全ての紛争を訴訟化すると裁判所がパンクする)

## 2. 訴訟要件には、

①処分性、②原告適格、③訴えの利益、④出訴期間、⑤その他（管轄）などがある  
試験上、特に押さえる必要があるのは、①②③④である！



## 訴訟要件① 処分性



### 訴訟要件①

この行政行為に処分性があるか？

処分性とは、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう

行政庁の行為に不服がある場合は・・・

その行為に処分性があれば、抗告訴訟を提起して争うことになり、

その行為に処分性がなければ、実質的当事者訴訟（民事訴訟）を提起して争うことになる

したがって、処分性の有無は、訴訟類型選択の道しるべとして機能する

さらに、処分性がある行為であれば、6ヶ月間の出訴期間という制限があり、その期間を経過すると、すでになされた処分は争えないものとして確定してしまう（無効の違法があれば別）

よって、ひとたびなされた行政処分について、国民の権利利益の救済と政策効率・政策執行力とのバランスを図るために重要な機能を持つ

## 判例

### ✖ 処分性ナシ

- ① 農地法に基づく農地の売り払い
- ② 国有財産法の普通財産の払い下げ
- ③ 全国新幹線鉄道整備法の工事実施計画の認可
- ④ 建築許可に対する消防長の同意
- ⑤ 墓地の管理者へ異教徒埋葬拒否を認めない旨の通達
- ⑥ 校長が入学式に教職員へ国歌斉唱を命ずる職務命令
- ⑦ 都市計画区域内で工場地域を指定するという用途地域の指定
- ⑧ 水道料金を改定する条例の制定
- ⑨ ごみ焼却場の設置行為
- ⑩ 市町村長が住民票に世帯主との続柄を記載する行為

### ○ 処分性アリ

- ① 労働基準監督署長が労働者災害補償保険法により労災就学援護費の支給決定
- ② 供託官が供託金取戻請求に対する却下
- ③ 登記官が不動産登記簿表題部に所有者を記載する行為
- ④ 税関長の輸入禁制品である旨の通知
- ⑤ 検疫所長の食品衛生法に違反する旨の通知
- ⑥ 医療法による病院開設中止の勧告
- ⑦ 土地区画整理事業の事業計画の決定・組合の設立
- ⑧ 土地改良事業の事業施行の認可
- ⑨ 第二種市街地再開発事業の事業計画の決定
- ⑩ 建築基準法の二項道路（みなし道路）の指定
- ⑪ 自作農創設特別措置法による農地買収計画
- ⑫ 特定の市立保育所を廃止する条例の制定

## 訴訟要件② 原告適格 (行訴法 9 条)



競輪車券発売所の設置許可



近隣の医療施設の理事長に原告適格があるか？

許可処分

第三者（近隣住民等）がこの許可処分を取消すことができるか？

原告適格

開発業者に対する林地開発許可



土砂崩れの被害を受ける近隣住民に原告適格があるか？

鉄道会社に対する鉄道の高架の許可



騒音・振動を受けるおそれのある近隣住民に原告適格があるか？

## 判例

原告適格⇒「法律上の利益を有する者」（行訴法 9 条）

### ✖ 原告適格なし

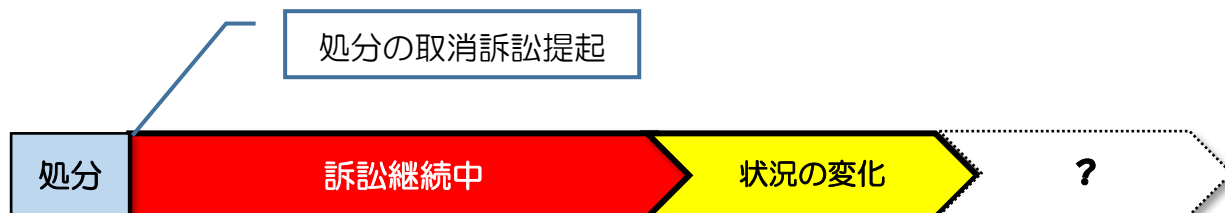
- ① 公正取引委員会のジュース業者への公正取引規約認定処分 ⇒ 一般消費者（主婦連）
- ② 近畿日本鉄道への特別急行料金の改定認可処分 ⇒ 通勤定期券で利用する乗客
- ③ 新規業者への風俗営業許可 ⇒ 近隣住民
- ④ 墓地経営者への墓地設置許可 ⇒ 墓地から 300m 以内の近隣住民
- ⑤ 埋立事業者への公有水面埋立免許 ⇒ 周辺の漁業権者
- ⑥ 史跡の指定解除処分 ⇒ 同史跡を研究している研究者
- ⑦ 町名変更 ⇒ 町内の住民
- ⑧ 場外車券発売施設の設置許可 ⇒ 近隣居住者・事業者・医療施設利用者

### ○ 原告適格あり

- ① 公衆浴場の新規参入者への営業許可処分 ⇒ 既存業者
- ② A 社への放送免許申請の許可処分 ⇒ 競願者 B 社
- ③ 航空会社への定期航空運送免許処分 ⇒ 近隣住民（騒音による被害）
- ④ 電力会社への原子力発電所の設置許可処分 ⇒ 近隣住民
- ⑤ 開発業者への開発許可処分 ⇒ 崖崩れで直接被害を受ける可能性のある住民
- ⑥ 開発業者への総合設計許可 ⇒ 建築物の倒壊炎上で直接被害を受ける可能性のある住民
- ⑦ 開発業者への総合設計許可 ⇒ 日照を阻害される住民
- ⑧ 保安林指定解除処分 ⇒ 近隣住民（洪水のおそれ）
- ⑨ 第一種市街地再開発事業での借地権者に対する借地権権利変換処分 ⇒ 宅地の所有者
- ⑩ 小田急電鉄への連続立体交差化の都市計画事業認可処分 ⇒ 沿線住民（騒音被害等）
- ⑪ 都市計画事業認可 ⇒ 騒音・振動等による健康被害や生活環境被害を受ける者
- ⑫ 場外車券発売施設の設置許可 ⇒ 位置的に著しい業務上の支障のおそれがある医療施設



## 訴訟要件③ 訴えの利益



状況が変わり取消訴訟をそのまま続ける意味があるか？

仮に取消訴訟を維持する意味が無くなれば、訴えの利益を失うことから、訴訟要件を欠くため取消訴訟は却下判決となる

メモ

# 判例

## 訴えの利益存続

- ① 市街地緑化区域内の土地の開発許可の取消訴訟中に土地工事が完了・検査済証交付  
⇒ 開発許可が取り消されれば、土地上の建築物の建設を阻止することができるため
- ② 土地改良事業認可処分の取消訴訟中に土地改良工事完了  
⇒ 認可処分が取り消されれば、その後に予定されている換地処分も違法とできるため
- ③ 公務員免職処分の取消訴訟中にその者が（公職に立候補 or 死亡）  
⇒ 免職処分が取り消されれば、給与・退職金に変更があるため
- ④ 情報公開請求の非開示決定の取消訴訟中にその公文書が公開（愛知県知事交際費）  
⇒ 適式な手続きにより公開される権利があるため
- ⑤ 運転免許取消処分の取消訴訟中に本来の運転免許の有効期間満了  
⇒ 免許取消処分を取り消すと、免許の更新ができるので
- ⑥ 一般運転者としての運転免許の更新処分  
⇒ 優良運転者として免許証を受けられる権利があるため
- ⑦ じん肺管理区分の管理①に該当する旨の決定の取消訴訟中に原告死亡  
⇒ 遺族は労災を受ける権利を相続できるため

## 訴えの利益消滅 ⇒ 訴えの却下判決となる

- ① 建築確認処分取消訴訟中に建物完成（もう完成しているため取消しても意味がない）
- ② 再入国の不許可処分取消訴訟中に日本国から出国
- ③ 衆議院議員選挙無効訴訟中に衆議院が解散
- ④ 自動車運転免許停止処分の取消訴訟中に停止期間の経過
- ⑤ 生活保護一部廃止処分の取消訴訟中に受給者死亡（生保受給権は相続しない）
- ⑥ 保安林指定解除処分の取消訴訟中に洪水の危険を解消できる代替施設の設置（もう安全）
- ⑦ 保育所廃止条例の設定行為の取消訴訟中に子が小学校進学（もう保育不可）
- ⑧ 公文書の非公開決定の取消訴訟中に原告死亡（開示請求権は一身専属的権利）
- ⑨ 更正処分取消訴訟中に再更正処分（再更正処分は更正処分を取消した後の新しい処分）